

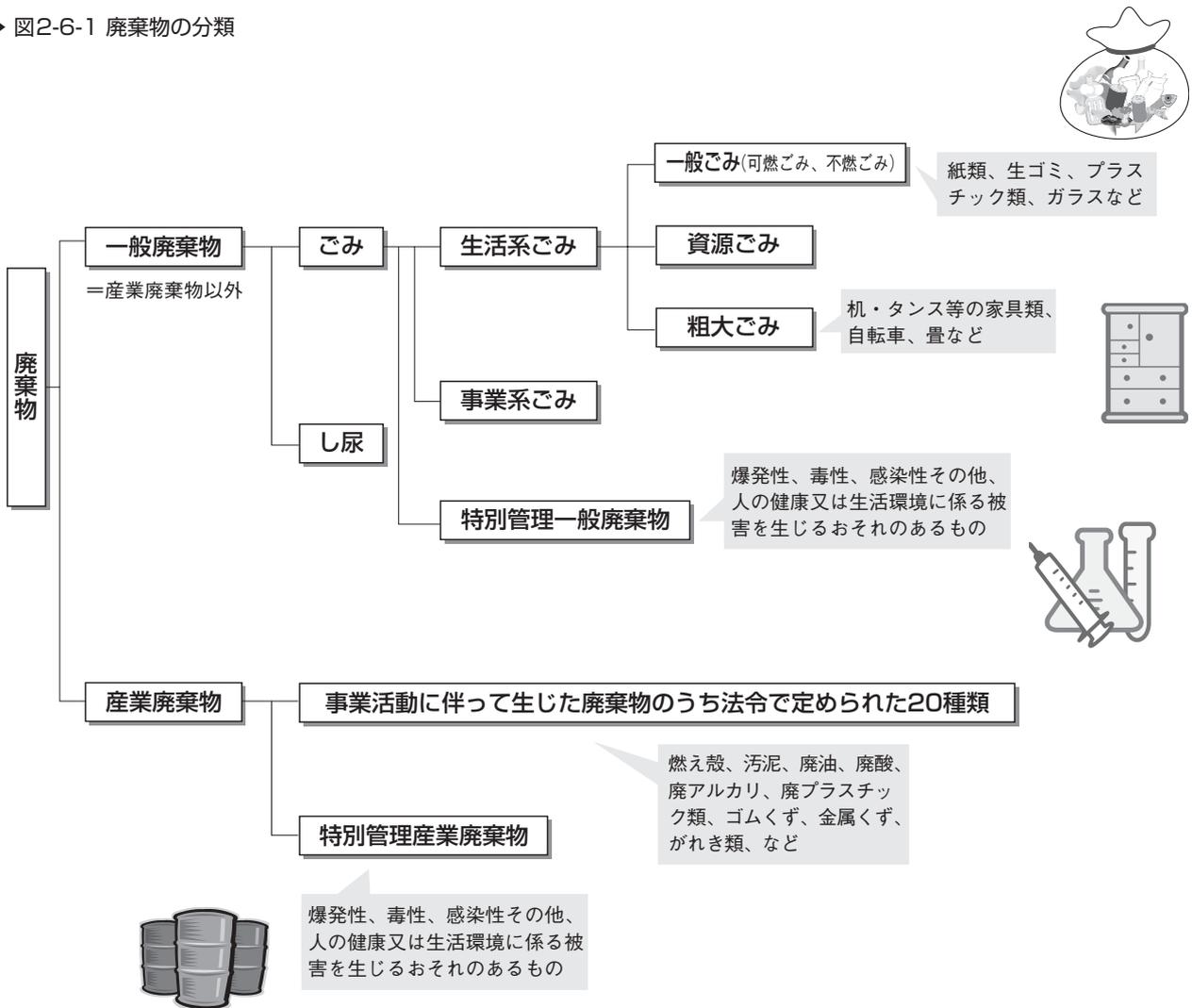
廃棄物

1 廃棄物問題の現況と課題

神奈川県を将来にわたって環境にやさしく、豊かな地域社会としていくため、廃棄物の発生抑制、循環的利用を推進し、どうしても排出される廃棄物は、環境に負荷を与えないように適正に処分することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された循環型社会を地域から形成していくことが求められています。

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により、事業活動に伴って生じた廃棄物である「産業廃棄物」とそれ以外の日常の家庭生活等から排出される「一般廃棄物」に分類されます。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、市町村は家庭生活等から排出される一般廃棄物について、それぞれ処理する責任を負っています。

▶ 図2-6-1 廃棄物の分類



■ 一般廃棄物(ごみ)

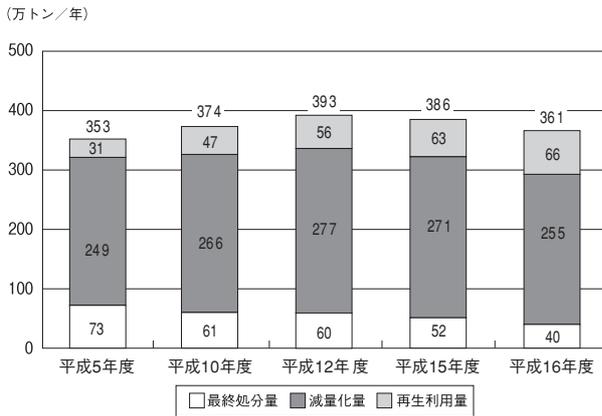
県内の一般廃棄物(ごみ)の排出量は、平成16年度では、361万トンとなっています。ごみの排出量は、平成5年度と比較すると8万トン増加していますが、近年の推移を見ると平成12年度の393万トンをピークに減少傾向にあります。

排出されたごみの処理状況は、再生利用量が、市町村による分別収集や自治会等による集団回収などにより66万トンとなっており、平成5年度の約2倍となっています。再生利用できなかった廃棄物の大部分は、焼却等による減量化が図られており、平成16年度は減量化量は255万トンとなっています。

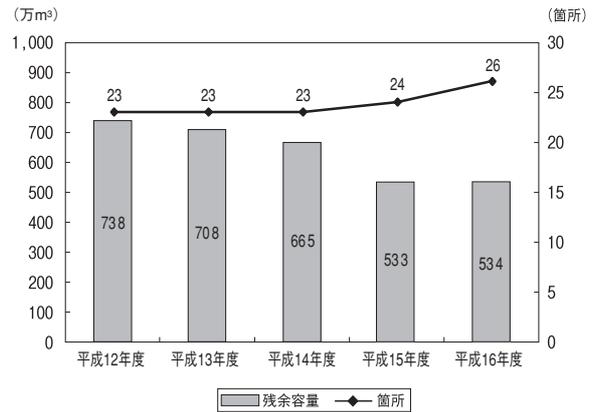
このような取組の結果、最終処分量は減少し、平成5年度の73万トンから平成16年度の40万トンへと33万トン減少しています。

最終処分場の残余容量は、平成16年度末で534万 m^3 となっています。一方で区域内に最終処分場を持たない市町村や、区域内の最終処分場の残余容量が逼迫している市町村があります。

▶ 図2-6-2 ごみの排出状況推移



▶ 図2-6-3 最終処分場の状況



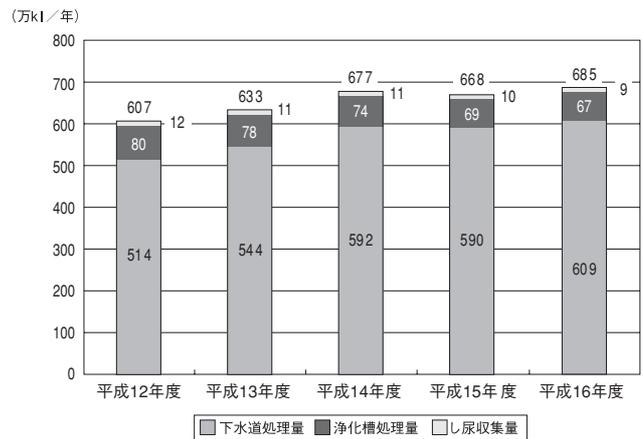
■ 一般廃棄物(し尿)

平成16年度におけるし尿の排出量は、685万 kl であり、下水道により609万 kl 、浄化槽により67万 kl 、あわせて排出量の99%にあたる676万 kl が水洗化処理されています。

また、残りのし尿9万 kl と浄化槽から発生する39万 kl の汚泥は市町村により収集され、し尿処理施設や下水道終末処理場において処理されています。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の一部は、海洋投入により処分されていましたが、平成14年度から全て陸上において処理されています。

▶ 図2-6-4 し尿の排出量の推移



■ 産業廃棄物

産業廃棄物の排出量は、減少傾向にあり、平成15年度においては、1,785万トン排出されています。産業廃棄物はさまざまな業種から、さまざまな種類の廃棄物が排出されますが、電気・ガス・水道業、建設業、製造業の3業種で全体の88%を占めています。また、種類別には、汚泥とがれき類の2種類で約88%を占めています。全国（平成15年度）では、同じく3業種で約73%、2種類で約61%となっており、本県のそれと比べて低くなっています。

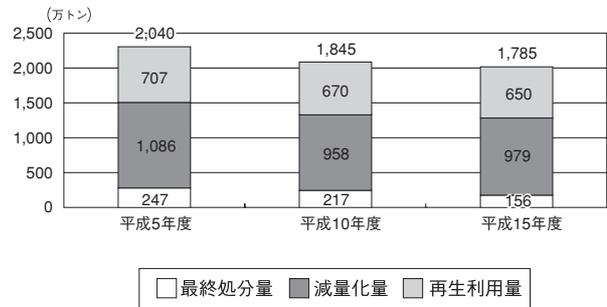
これは、全国的に農業及び動物のふん尿の占める割合が大きいことによるもので、こうした排出状況の違いは、全国と本県の産業構造の違いに起因するものです。

また、処分状況については、再生利用量は、排出量の減少に伴い、650万トンと減少していますが、再生利用率は横ばいとなっています。焼却、脱水等による減量化量は、979万トンであり、減量化率は55%となっています。

最終処分量は156万トンとなっており、107万トンが海洋投入処分、49万トンが、埋立処分されています。このうち、34万トンは、県外で埋立処分されています。

なお、最終処分場の残余容量は、平成16年度末で83万m³となっており、残余容量は減少しています。

▶ 図2-6-5 産業廃棄物排出状況



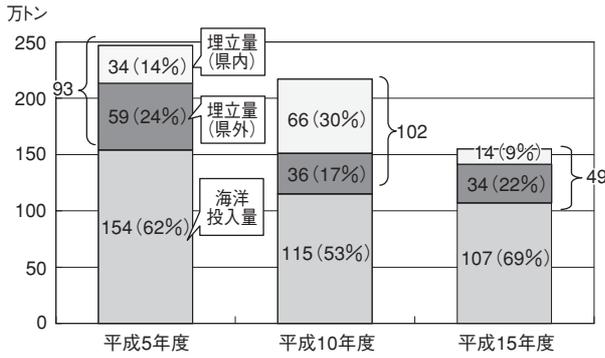
▶ 表2-6-1 産業廃棄物業種別・種類別排出量(平成15年度)

| 業種 種類 | 電気・ ガス・ 水道業 | 建設業 | 製造業 | 鉱業 | 農林業 | サービス業 | 卸・小売業 | 運輸業 | 合計 |
|----------|-------------------|--------------|--------------|-------------|------------|------------|-----------|-----------|-------------------|
| 有機性汚泥 | 515 | 0 | 80 | | | 3 | 0 | 0 | 598 (33.5%) |
| 無機性汚泥 | 49 | 99 | 248 | 176 | | 5 | 0 | 1 | 577 (32.3%) |
| がれき類 | 0 | 389 | 1 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 391 (21.9%) |
| 金属くず | 0 | 7 | 28 | | 0 | 1 | 1 | 0 | 37 (2.1%) |
| 動物のふん尿 | | | | | 25 | | | | 25 (1.4%) |
| 廃プラスチック類 | 0 | 5 | 14 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 22 (1.2%) |
| 鉱さい | 0 | | 22 | | | 0 | | | 22 (1.2%) |
| ガラス陶磁器くず | 0 | 6 | 13 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 (1.1%) |
| 木くず | | 17 | 0 | | | | | | 17 (1.0%) |
| 廃油 | 0 | 0 | 14 | 0 | | 1 | 1 | 0 | 17 (1.0%) |
| ばいじん | 10 | | 3 | | | | | | 13 (0.7%) |
| 廃アルカリ | 0 | 0 | 12 | | | 0 | 0 | 0 | 12 (0.7%) |
| 動植物性残さ | | | 10 | | | | | | 10 (0.6%) |
| 紙くず | | 3 | 7 | | | | | | 9 (0.5%) |
| 廃酸 | 0 | 0 | 9 | | | 0 | 0 | | 9 (0.5%) |
| 燃え殻 | 1 | 0 | 0 | | | 0 | | | 2 (0.1%) |
| その他産業廃棄物 | 0 | 0 | 3 | | | 1 | 0 | 0 | 5 (0.3%) |
| 合計 | 576 32.3% | 526 29.5% | 463 25.9% | 176 9.9% | 25 1.4% | 13 0.7% | 5 0.3% | 3 0.2% | 1,785 (100.0%) |

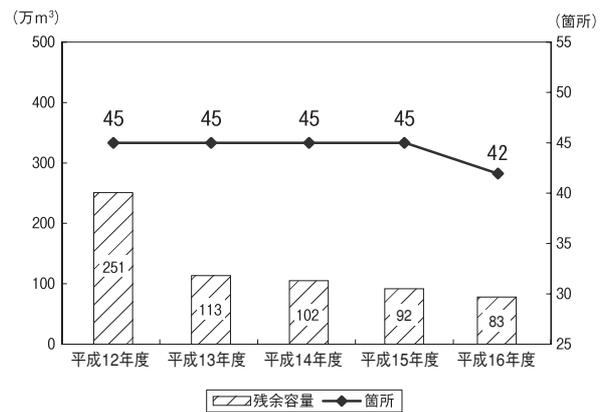
注1：表中の「0」は、1t以上、5000t未満で、「空欄」は1t未満。

注2：万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

▶ 図2-6-6 最終処分の内訳



▶ 図2-6-7 最終処分場の残余容量

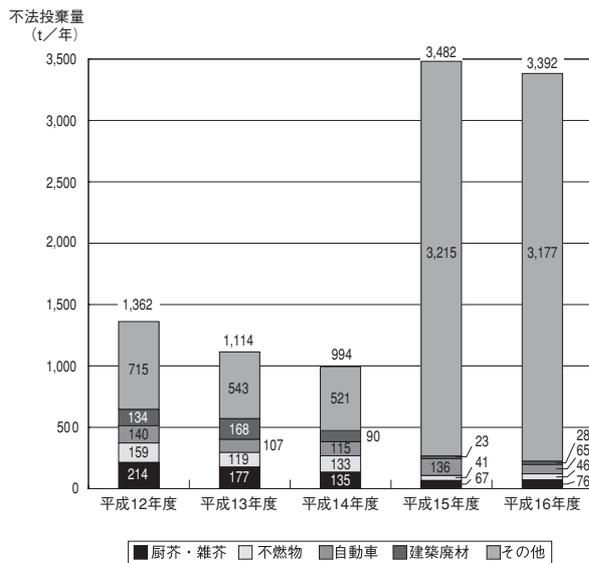


■ 不法投棄・散乱ごみ

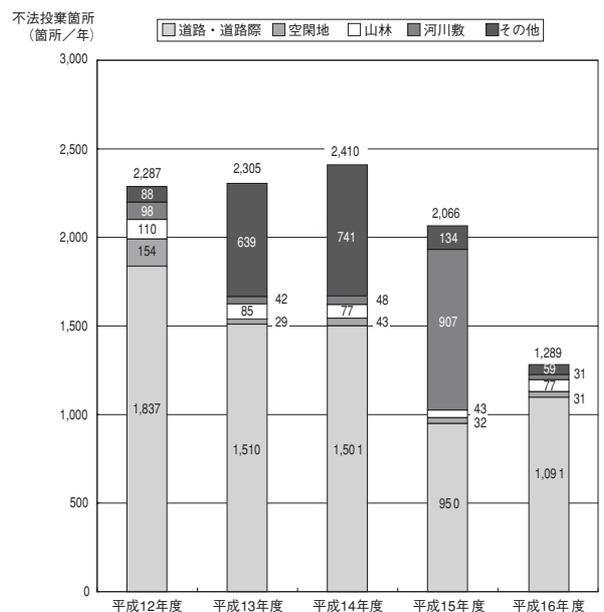
不法投棄量は減少傾向にありましたが、平成15年度に発生した大規模な不法投棄事案（2,800トン）により急増し、平成16年度は3,392トンでした。なお、大規模不法投棄事案につきましては、平成17年度に行政代執行により生活環境保全上の支障を除去するための不法投棄物の撤去を実施いたしました。この事案を除くと、不法投棄物としては、家具類、厨芥・雑芥、家庭電化製品、家の解体ごみ、自動車が主なものとなっており、これらで全体の60%を占めています。

不法投棄箇所は、増加傾向にありましたが、平成15年度から減少に転じ、平成16年度には1,289件となり、場所としては、道路、道路際が多くなっています。こうした不法投棄・散乱ごみは、環境汚染や景観の悪化を招くだけでなく、各自治体等の大きな負担となっています。

▶ 図2-6-8 不法投棄量の経年変化



▶ 図2-6-9 不法投棄箇所の経年変化



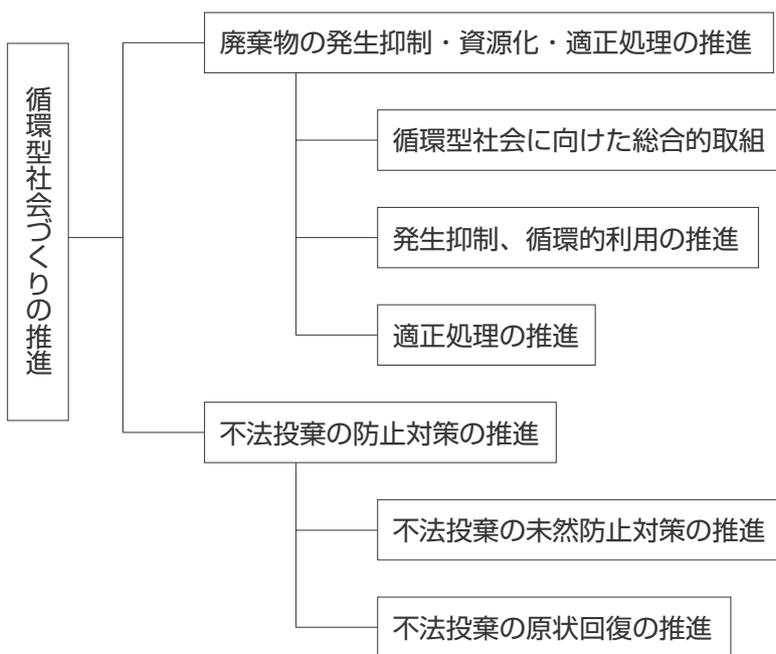
2 廃棄物問題に関する県の取組

神奈川県では、循環型社会の形成を目指して、平成14年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、県民、事業者、市町村とともに取組を推進し、ごみ処理広域化の推進や、事業者の自主的取組の促進、公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設など、一定の成果をあげることができました。

しかしながら、依然として廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余容量はひっ迫しており、また、不法投棄が跡を絶たないのが現状であり、さらなる取組の強化が求められています。

そこで、循環型社会づくりに向けた取組を一層強めていくという基本的な考えのもとで、平成17年3月に廃棄物処理計画を改訂しました。

1 廃棄物対策体系



2 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

循環型社会に向けた総合的取組

循環型社会の実現に向けて3R（発生抑制、再使用、再生利用）や適正処理を進めるため、先進的な手法や制度を活用した効果的な施策を推進するとともに、市町村の広域的なごみ処理の取組や、環境関連技術の研究開発、循環型社会ビジネスの振興、環境教育の推進などの取組を進めています。

■ ごみ処理の有料化

市町村では、ごみの排出抑制に向けた経済的手法の一環として、ごみ処理の有料化や指定ごみ袋制（有償）などの取組を実施しています。平成18年4月現在では、粗大ごみの有料化については33市町村、指定ごみ袋制（有償）については13市町村が実施しており、近年の動きとしては、藤沢市が大和市（平成18年7月～）に続き、平成19年10月から条例で有料指定ごみ袋制を導入することとしています。また、事業系ごみの直接持込みについては、30の市町村で有料化を実施しています。

■ ごみ処理広域化の推進

一般廃棄物の減量化・資源化の推進による循環型社会の構築及び一般廃棄物の適正処理による環境負荷の軽減を目的として広域処理に向けた、ごみ処理の基本方針、広域処理に向けた範囲（ブロック）の設定、広域処理を行う施設の整備等について定めた「神奈川県ごみ処理広域化計画」を平成10年3月に策定しました。計画に基づき、ごみ処理の広域化を推進するため、各ブロック毎に市町村による調整会議等が設置され、広域化実施計画の策定及びごみ処理の広域化の実現に向けた検討・協議が進められており、県はこの会議に参画し、市町村の取組を調整・支援しています。

■ 環境関連技術の研究、開発の推進

産学公の連携により廃プラスチックの石油化学原料化、有機性廃棄物の農業利用、食品廃棄物の飼料化などのリサイクル技術や、廃棄物処理施設の安全対策などの適正処理技術の研究、開発に取り組むなど、環境関連技術の研究、開発を推進しています。

■ 環境教育、学習の推進

意識啓発と同様に環境教育・環境学習による理解と認識を深めることも重要であることから、環境科学センターの環境学習施設を活用し、講座や教室を開催しています。地域で環境教育や環境活動をリードしていく人材（環境学習リーダー）を育成するための環境実践者養成講座には、平成17年度は41名（修了者32名）の受講がありました。地域で廃棄物・ごみ問題やリサイクル活動などに取り組んでいる方々の活動を支援するための環境実践者支援講座「循環型社会コース」には、30名の受講がありました。

発生抑制、循環的利用の推進

県民、事業者の自主的な発生抑制の取組や地域における循環的利用の円滑な推進を図るとともに、今後増加が見込まれる建設廃棄物の資源化をはじめ、上下水道汚泥、食品廃棄物のリサイクルなどの取組を進めています。

■ 一般廃棄物

○ エコショップ認定制度の実施

市町村では、廃棄物となるものの家庭への流入を抑制するため、簡易包装、買い物かご持参運動等に取り組む事業者をごみ減量化推進協力店（エコショップ）として認定し、事業者の取組を促進しています。平成18年3月現在で15市町村で2,130店舗が認定されています。

○ 生ごみ処理機等の購入費の助成

市町村では、生ごみの家庭での自主的な資源化・排出抑制を促進するため、生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理器の購入にあたって、その一部を助成するなどして、ごみの排出抑制を進めています。平成18年4月現在、全市町村が制度化しています。

○ 県民への情報等の提供

県内市町村及び一部事務組合の一般廃棄物処理事業の概要をまとめた「一般廃棄物処理事業の概要」を作成し、ごみ処理状況、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況、一般廃棄物処理施設の稼働状況等について情報提供を行いました。また、容器包装廃棄物の分別収集を具体的に進めるための「第4期神奈川県分別収集促進計画」についてもホームページ等を活用して情報提供をし、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図っています。

■ 産業廃棄物

○ 公共工事における建設廃棄物の再資源化、下水道汚泥の再資源化

県は、公共工事から排出される建設廃棄物の再資源化に取り組んでいます。取組の結果として、コンクリート廃材とアスファルト廃材については、路盤材として利用するなどにより、再資源化がほぼ100%行われており、再生材として工事で再利用できる適用範囲の拡大を図るなどして、率先して再資源化物の利用を進めています。

また、再資源化率が約96%となっている建設発生木材等については、平成17年度に導入したリサイクル指定事業者の登録制度により引き続きリサイクルを推進しています。

下水道事業から排出される汚泥は、下水道普及率の向上に伴って産業廃棄物の排出に占める割合は高くなっています。排出された汚泥は、脱水焼却などによって減量を図り、流域下水道では、その汚泥焼却灰を100%セメント原料として活用を図っています。

○ 事業者・団体への情報等の提供

県及び各保健所設置市が発行している、産業廃棄物処理業者名簿をもとに、がれき類及び木くずに係る産業廃棄物処理施設を有する神奈川県内の産業廃棄物処理業者を一覧にした「産業廃棄物許可施設一覧表」をホームページ等により情報提供を行っています。

■ 条件づくり

○ 廃棄物自主管理事業

廃棄物をめぐる問題の解決のためには、製品の開発や設計、流通、消費に至る段階において、廃棄物の発生源まで遡^{さかのぼ}って環境への負荷を少なくしていくことが必要です。

県では、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市（相模原市は平成12年度から）と協調し、産業廃棄物の多量排出事業者が行う廃棄物の発生抑制等に向けた自主的な取組を促進するため、平成8年度から廃棄物自主管理事業を進めてきました。

平成12年6月の廃棄物処理法改正により、多量排出事業者に産業廃棄物処理計画の作成と提出、その実施状況の報告が義務付けられました。そこで、平成8年度から5年間にわたって継続してきた事業内容を見直すとともに、法で定められた内容を上回る取組を推進するため、一定規模以上の多量排出事業者^{に該当しない事業者}にも、同様の取組を呼びかけました。

廃棄物の適正処理のみならず廃棄物の発生抑制に向けた具体的な取組に至るまで、事業者が自己評価できる廃棄物減量化に向けた取組項目を提示し、事業者の廃棄物自主管理を促進しました。

さらに、事業者の取組状況について全県的に集計・分析を行い、その集計結果や他社の取組事例等を事業者に対してフィードバックするなど、廃棄物減量化のための情報提供を行いました。

なお、廃棄物自主管理事業のホームページは、こちらからご覧になれます。



「廃棄物自主管理事業」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/jisyu/index.htm>

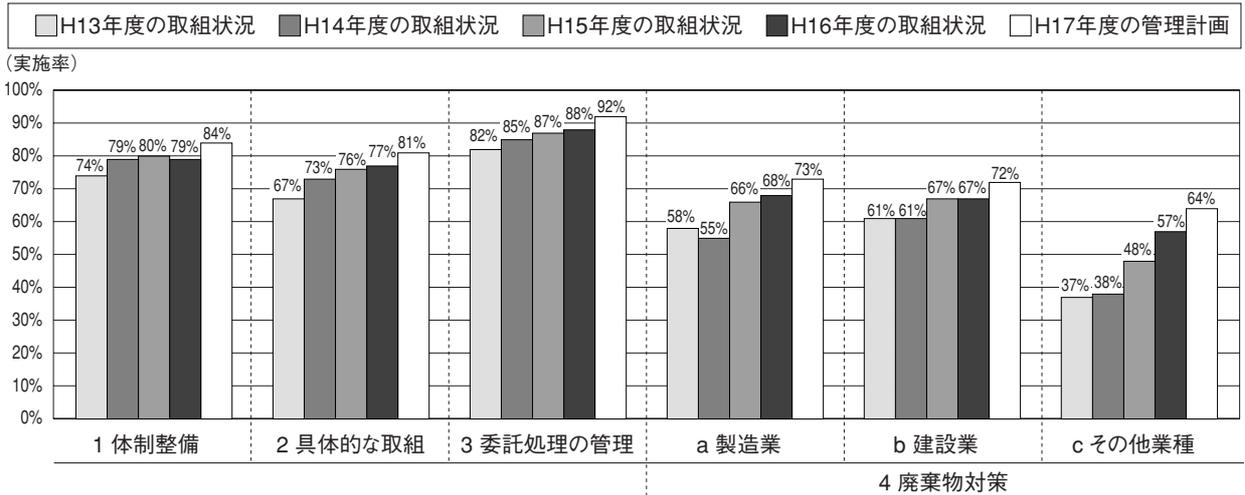
● 対象事業者 ●

1. 廃棄物処理法で定める多量排出事業者（法定多量排出事業者）
その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの
 - (1) 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場
 - (2) 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場

2. 県と政令市が独自に対象とする事業者（県市独自対象事業者）
 - 次の事業場を設置している事業所
 - 前年度の産業廃棄物の発生量が800トン以上1,000トン未満の事業場
 - 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が40トン以上50トン未満の事業場
 - その他自主的に廃棄物自主管理事業に参加する事業者

▶ 表2-6-2 廃棄物減量化に向けた取組項目とその取組状況

| 取組項目 | 代表的な取組例 |
|------------|--|
| 1. 体制の整備 | 規定等の整備、組織の整備 |
| 2. 具体的な取組 | 廃棄物の発生抑制、排出抑制、適正処理 |
| 3. 委託処理の管理 | 委託契約時の管理、委託契約後の管理 |
| 4. 廃棄物対策 | グリーン購入・調達、地域住民・消費者等とのコミュニケーション、取引先企業との連携 |



○ 総合的なリサイクル関連情報の提供

リサイクル関連情報を幅広く収集した総合情報サイト「かながわりサイクル情報」を県ホームページ内に開設し、県民、事業者、市町村等向けに3Rへの取組支援のためにリサイクル関連情報を提供しています。

提供している主な情報

- ・ 各種リサイクル制度（容器包装、家電製品、自動車、パソコン、建設廃棄物など）
- ・ 個別の事業者情報（リサイクル関連業者等）
- ・ 市町村等の取組状況（分別収集の方法等）

「かながわりサイクル情報」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/recycle/index.html>

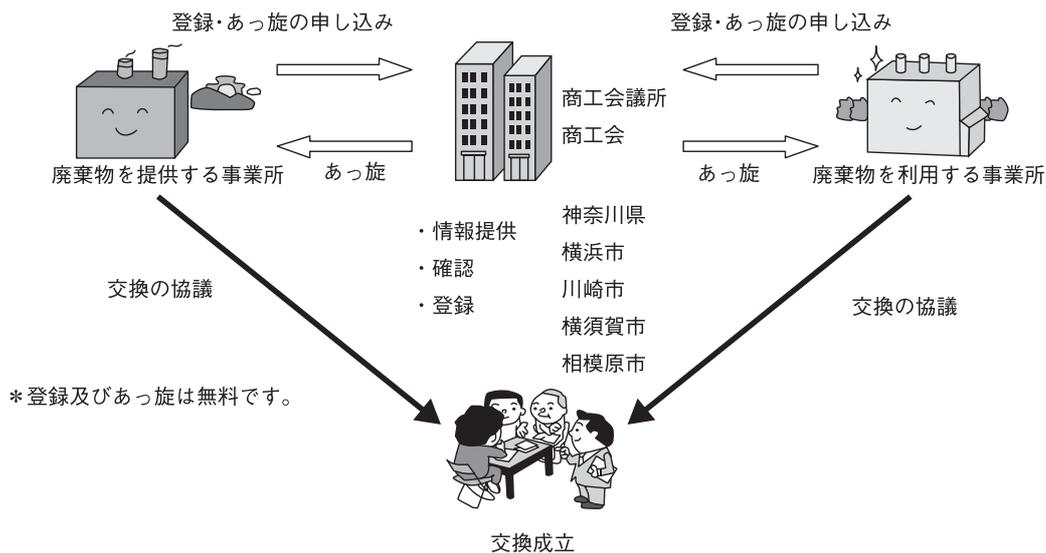
○ 廃棄物交換システムの充実

県は、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市及び商工会議所・商工会とともに、県内の事業所で排出した廃棄物のうち、他の事業者で再利用ができるものについて、廃棄物の提供希望・再利用希望の情報提供及びあっ旋を行い、廃棄物の循環利用を促進しています。平成17年度においては、78件、4,990トンの交換が成立しました。また、平成18年3月末現在で569件（提供希望387件、再利用希望182件）の情報が登録されています。

▶ 表2-6-3 廃棄物交換システムの成立実績

| | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 成立実績 | 81件 | 117件 | 94件 | 80件 | 78件 |
| | 5,806トン | 9,867トン | 6,626トン | 5,391トン | 4,990トン |

▶ 図2-6-10 廃棄物交換システム



○ 有機物の資源化

県では、平成16年度に「神奈川県バイオマス利活用計画」を策定し、食品廃棄物などのバイオマスについて、資材の安全性を確保しながら、農業の持つ自然循環機能を活かして、高品質な野菜や果実づくりのための堆肥など、農業分野での利用推進を図っています。

畜産経営に伴って排出する家畜排せつ物について、平成12年度に「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定しました。計画に基づき、家畜排せつ物処理施設整備などの支援を行い、堆肥化による土地還元などの家畜排せつ物の利用の促進を図っています。

○ 法律の施行

国では、平成12年度を循環型社会元年と位置付け、循環型社会形成推進基本法のほか、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法、建設リサイクル法、食品リサイクル法及びグリーン購入法の制定と、循環型社会の形成に向けた6本の法律が整備され、循環型社会への取組を進めています。

容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を推進するため、市町村は「分別収集計画」、県は「分別収集促進計画」を策定し、これに基づき市町村が分別収集を行っています。平成16年度は、容器包装廃棄物が184,999トン収集されています。

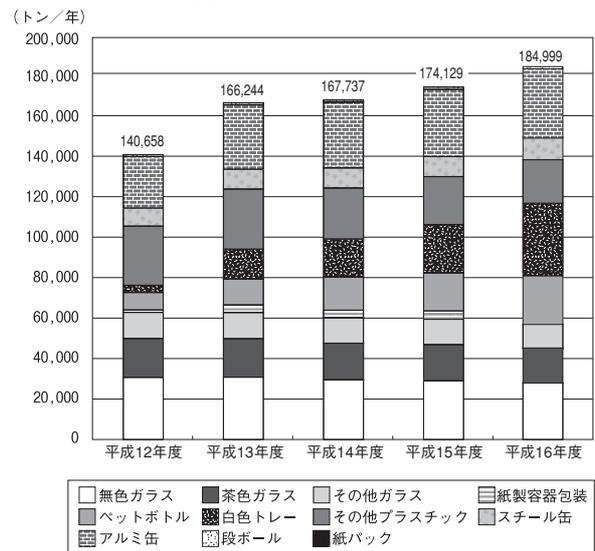
さらに平成17年7月に策定した「第4期神奈川県分別収集促進計画」では、平成22年度には、その他紙製容器包装（段ボール・紙パックを除く紙製容器包装）以外の9品目について、全市町村が分別収集の実施を計画し、計画最終年度の平成22年度には、計画収集量が303,637トン（平成16年度分別収集実績量の64.1%増）に達する見込みです。

家電リサイクル法では、これまで粗大ごみとして廃棄処理されていたエアコン、テレビ、冷蔵庫（平成16年4月より冷凍庫も対象）、洗濯機の4品目を小売業者が引き取り、製造業者に指定引取場所で行き取った廃棄物をリサイクル施設で一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けるもので、平成16年度に県内の指定引取場所に持ち込まれた家電4品目の数は約79万台でした。

建設リサイクル法では、県内における法の施行等、建設リサイクルの基本的な方向を示す「神奈川県建設リサイクル法実施指針」（平成14年5月策定）により、国を上回る目標値を設定しています。なお、県の事業においては、再資源化を先導する観点から、平成17年度にこの目標をほぼ達成しました。

自動車リサイクル法が平成17年1月から本格的に施行されました。「拡大生産者責任」の考えに基づき、自動車製造業者等が自ら製造・輸入した自動車在使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバック類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負います。リサイクル等に必要費用は、リサイクル料金として自動車所有者に負担が求められることとなりました。

▶ 図2-6-11 容器包装リサイクル法による収集実績（本県）



適正処理の推進

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法の厳正な執行を図るとともに、廃棄物処理施設の整備促進と最終処分場の確保に努めています。また、PCB廃棄物など負の遺産の計画的な処理の推進を図ります。

■ 廃棄物処理施設の整備

○ 一般廃棄物

市町村及び一部事務組合は、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、処理せざるを得ない廃棄物については、これを適正に処理するため、各自治体の中長期の計画に基づいて一般廃棄物処理施設の整備を行っています。

現在、平成10年3月に策定された「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、横浜・川崎市を除く7つの広域ブロックにおいて、広域化施設の整備計画を含むごみ処理広域化実施計画を策定しているところです。県は市町村への助言、情報提供等に努めるとともに、広域化実施計画の早期策定に向けた支援を行っています。

○ 産業廃棄物

産業廃棄物の適正処理を推進する見地から民間処理施設の設置促進及び適正処理の拠点としてモデルとなる産業廃棄物中間処理・リサイクル施設を建設・運営するために、県、横浜・川崎市が経済界等の協力を得て平成8年11月に（財）かながわ廃棄物処理事業団を設立しました。同財団が平成11年4月着工した「かながわクリーンセンター」は、平成13年6月から稼動をはじめました。

また、民間施設の設置及び産業廃棄物の適正処理を図るため、安全性のモデルとなる県立・県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」を、平成14年12月に着工し、平成18年6月から廃棄物の搬入を開始しています。

コラム 産業廃棄物最終処分場(かながわ環境整備センター)について

産業廃棄物最終処分場（かながわ環境整備センター）は、ひっ迫している産業廃棄物最終処分場の確保を推進するために、公共関与による産業廃棄物最終処分場を開設、運営し、安全性のモデルとして、民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を図ることを目的としています。

施設の概要

| | | | |
|-------|---|--------------------|-------------------------|
| 所在地 | 横須賀市芦名3丁目1990番ほか | | |
| 施設の形式 | 管理型最終処分場（地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場） | | |
| 規模 | 施設面積 | 約15ha（埋立地面積約5ha） | |
| | 廃棄物埋立容量 | 約54万m ³ | 覆土容量 約21万m ³ |
| 対象廃棄物 | 管理型廃棄物：燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの 安定型廃棄物：ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類 ※ 県内事業所から排出される産業廃棄物のうち、焼却・破碎等の中間処理されたもの | | |
| 埋立期間 | 平成18年度～27年度(10年間) | | |
| 跡地利用 | 都市計画道路(市道坂本芦名線)の建設、緑化復元等 | | |



■ 廃棄物焼却施設ダイオキシン対策

ダイオキシン類は、物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造する過程などで、副生成物として非意図的に生成される一群の化学物質であり、慢性毒性や発がん性が確認されていますが、その主な発生源として廃棄物処理施設があります。

廃棄物の焼却によるダイオキシン類の発生が大きな社会問題となっている中、平成9年にダイオキシン類削減を目的として廃棄物処理法の政省令が改正され、一定規模以上の廃棄物焼却施設に対して、構造基準及び排ガス中のダイオキシン類濃度基準などを定めた維持管理基準が定められ、焼却施設に対する規制が強化されました。この基準が、平成14年12月1日から全面適用されたことから、市町村等の一般廃棄物焼却施設や民間事業者が設置する産業廃棄物焼却施設では、バグフィルターなどの排ガス処理設備を設置するなど、施設改善を行いました。

こうした取組の結果、稼動しているすべての廃棄物処理施設は、恒久対策基準に適合しています。

■ 立入検査の実施

県は、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の向上を図るため、「神奈川県環境農政部における生活環境保全等に係る立入検査計画策定要綱」に基づき、各年度ごとに重点的な取組項目を定めた上で立入検査の実施に係る基本計画を策定し、立入検査による監視・指導を行っています。平成17年度は、市町村等が設置する一般廃棄物処理施設については、焼却施設や最終処分場の維持管理に関して、延べ128件の監視・指導を行いました。

産業廃棄物については、焼却施設や最終処分場などの産業廃棄物処理施設の維持管理、PCB廃棄物などの産業廃棄物の保管状況などについて、排出事業者605件、産業廃棄物処理業者361件に監視・指導を行いました。また、焼却施設や最終処分場などの維持管理に伴う二次公害等を発生させないよう排水・排ガスなどの検査を定期的に行い、監視・指導の徹底を図っています。

▶ 表2-6-4 立入検査における監視・指導件数

一般廃棄物

(単位：件)

| | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| ごみ処理施設 | 49 | 55 | 51 | 43 | 41 |
| 粗大ごみ処理施設等 | 45 | 40 | 55 | 28 | 36 |
| し尿処理施設 | 12 | 14 | 15 | 12 | 13 |
| 最終処分場 | 22 | 37 | 41 | 44 | 38 |
| 計 | 128 | 146 | 162 | 127 | 128 |

注：横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市は除く。

産業廃棄物

(単位：件)

| | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 事業者 | 402 | 437 | 585 | 592 | 605 |
| 処理業者 | 258 | 265 | 283 | 297 | 361 |
| 計 | 660 | 702 | 868 | 889 | 966 |

注：横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市は除く。

■ 負の遺産の計画的な処理

○ 廃止した廃棄物処理施設の解体及び管理についての実施

国では、平成13年4月に労働安全衛生規則を改正し、廃棄物焼却施設の解体工事における作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定するとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を策定しました。

一方、廃棄物処理法、ダイオキシン類対策特別措置法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、廃棄物焼却施設の設置手続き及び構造・維持管理に関する基準を設けていますが、解体工事について特段の定めをしておりません。

こうしたことから、廃棄物処理施設の解体工事におけるダイオキシン類等の飛散・流出による周辺環境への汚染を未然に防止すること等を目的として、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を策定し、平成13年12月1日から施行しています。また、要綱制定に併せて、解体工事が行われるまでの間の管理について、「廃止した焼却施設の管理及び解体に係る取扱い」を定め、その管理の徹底を図っています。廃棄物処理法政令市（横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市）では、独自に要綱等を定め、焼却施設の解体について取り組んでいます。

○PCB廃棄物対策

PCB廃棄物については、昭和47年に製造が中止となり、廃棄物処理法により平成4年から特別管理廃棄物として指定され、処理体制が整備されなかったことから、現在事業者で保管されています。

平成13年6月に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」が公布され、PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度保管状況を届け出ること及び平成28年7月までに適正に処分することが義務付けられました。

長期にわたり整備されずにいた処理体制も、国の関与のもと、日本環境安全事業株式会社が全国を5つのブロックに分けて広域処理施設を整備することとし、神奈川県を含む一都三県のPCB廃棄物については、東京都内に整備された施設において平成17年11月から処理を開始しています。

県は「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成18年3月に策定し、円滑な処理を推進していくこととしています。

3 不法投棄防止対策の推進

不法投棄の未然防止対策の推進

不法投棄を未然に防止するため、普及啓発や監視パトロールの実施など未然防止対策の充実を図るとともに、新たな技術や制度を活用した効果的なしくみづくりを進めています。

■ 未然防止対策

不法投棄・散乱ごみを防止するために、不法投棄撲滅キャンペーンなどを実施し、不法投棄の実態や原状回復の困難性などを広く県民に訴え、不法投棄防止の普及啓発を図り、不法投棄がされにくい環境づくりに取り組んでいます。

市町村と合同して不法投棄パトロールを実施するとともに、平成12年度から、不法投棄が行われやすい時間帯を中心に、警備会社による集中的な監視を実施し、平成13年度からは、不法投棄が行われやすい場所への監視カメラの設置による監視を実施しています。平成16年度からは、NPOとの協働による不法投棄タイヤ収集・リサイクル事業にも取り組んでいます。

また、県管理地などの公有地について、車止めやゲートの設置による車両の乗り入れ規制、防止看板や防止柵の設置を積極的に実施しています。

さらに、県民、事業者、市町村等と連携しながら、廃棄物の不適正処理対策の一層の強化を図るため、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を制定しました（平成19年4月1日施行）。

不法投棄の原状回復の推進

不法投棄しにくい環境づくりを促進するため、不法投棄が新たな不法投棄を招かぬよう、早期の不法投棄物の撤去を進め、原状回復を推進しています。

■ 原状回復対策

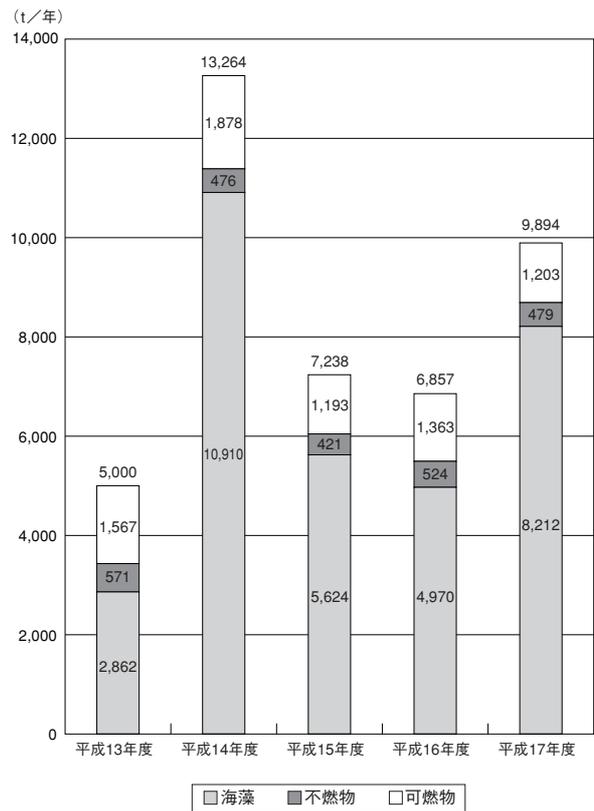
不法投棄が発生した段階で迅速に原状回復を行っており、不法投棄の常習化・大規模化を防止するため、県管理地の不法投棄物について、随時撤去を実施するとともに、民有地などの不法投棄物の撤去についても実施しています。また、県内市町村の積極的な活動を促進するため、市町村が実施する不法投棄撤去事業などに対して、その経費の一部を助成しています。

●不法投棄緊急撤去事業●



さらに、県及び相模湾沿岸13市町を中心に企業、団体等の参画のもとに設立した（財）かながわ海岸美化財団において、海岸漂着ごみや散乱ごみの清掃を実施し、海岸の良好な利用環境の保全を図っています。

▶ 図2-6-12 海岸ごみ回収の実績



注：平成14年度は、海藻の漂着が多かったために増加